

一般貸切旅客自動車運送事業の安全マネジメントに関する取組について

1、経営者の役割として

安全管理の体制を整え、安全管理の取組計画を作成するとともに、指揮・指導し安全確保最優先の使命を果たす。

① 運送の安全に関する基本方針

社長及び役員は旅客運送事業における安全確保が社会的使命であり、事業経営の根幹であることを深く認識し、全社員にこのことを徹底させ社内における輸送の安全確保について主導的な役割を果たします。

輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P・D・C・A）を確実に実行するために、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾け、現場の実態を常に把握し、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより安全性の向上に努めてまいります。

また、輸送の安全に関する情報につきましては、説極的に公表いたします。

2019 年度 輸送の安全に関する方針

1、安全方針

【安心、安全、運転者の健康管理】

お客様の安全確保最優先＋運転者の健康管理

2、重点目標

- ① 安心、安全な車間距離
- ② 出発前の挨拶とシートベルト着用の声掛け
- ③ 運転者の心に余裕と笑顔
- ④ 車輻の声掛け点検

3、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

平成 31 年 3 月より過去 3 年間自動車事故報告規則第 2 条に規定される自動車事故はありませんでした。

参考

道路運送法第 29 条に基づき国土交通大臣に届け出る事故（抜粋）

自動車事故報告規則（第 2 条）

第 3 号 死者または重傷者を生じたもの

第 7 号 操縦装置または乗降口の扉の開閉する操作装置不適切な操作により、旅客に傷害を生じたもの

第 9 号 運転者の疾病により、事業用自動車運転を継続出来なくなった

4、安全管理規定

別紙のとおり定めております。

別紙 1

5、輸送の安全のために講じた措置と講じようとする措置

平成 30 年度に輸送の安全のために講じた主な措置

① 指導者研修

外部の専門的機関の講習を受講させて運行管理者、整備管理者の管理能力や指導能力アップを図りました。

② 乗務員教育

貸切運転士認定、その他指導を要する運転士への教育訓練を行った。

③ 安全輸送推進委員会の開催

運輸安全マネジメントによる各種事故防止計画の推進状況を検証し、実施結果の報告や年間計画の推進状況について協議しました。

④ 輸送の安全に関する経費額

輸送の安全を目的に全ての運転者に、脳 MRI 検査及び睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査の実施、講習会の参加、又、車両の維持管理を計画的に実施、約 500 万の経費にて行いました。

⑤ 災害対応訓練

災害発生時のマニュアルを運転者に携帯させた上、講習と訓練を実施いたしました。

6、輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

事故、災害発生時の報告連絡体制については、輸送安全管理規定第 13 条第 1 項の規定にあるとおり定めております。

別紙 2

7、輸送の安全に関する事故防止の取組と教育及び研修の実施

安全・安心・信頼を確保するための教育及び研修について、新任運行管理補助者訓練、点呼執行者研修等を実施してまいります。

8、輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置

平成 31 年 4 月に、経営トップを含む経営管理部門において、輸送の安全に関する内部検査を実施しました。

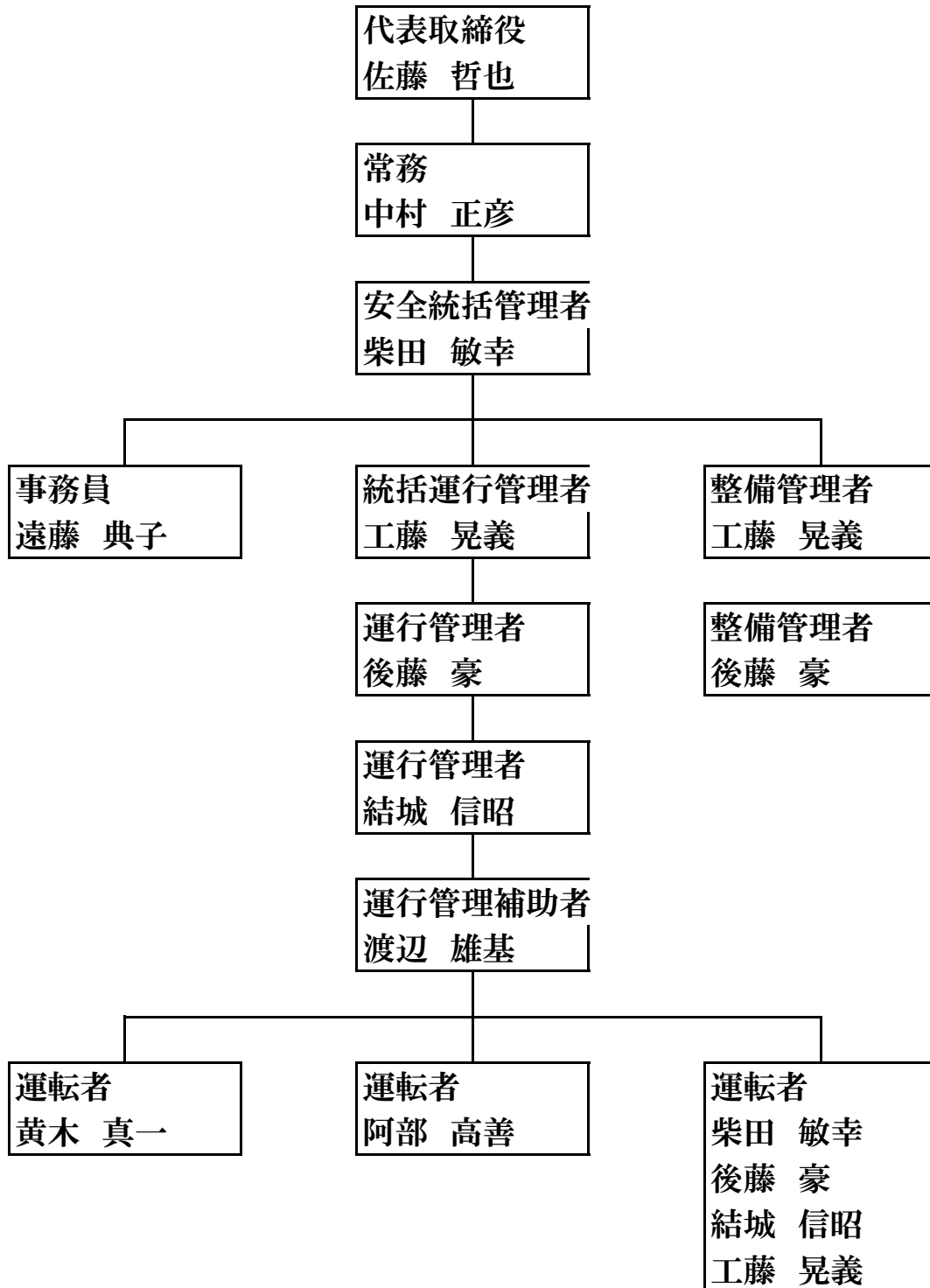
内部監査については、安全確保が最優先の方針に基づき、安全管理体制が効果的に実施され機能しているか、安全管理に関する関係法令、社内規定などのルールが遵守され徹底が図られているか、業務内容について説明を求め、関係書類を閲覧しました。その結果、安全管理体制については適正であることを確認しております。

9、安全統括管理者に係る情報

道路運送法第 22 条の 2 第 2 項第 4 号の規定により、安全統括管理者を選任しております。

天童観光バス部長 柴田 敏幸

安全管理体制表(組織図)



非常連絡体制表

